

平成22年10月29日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
コンプライアンスG長 森末 堅
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

職員の制裁について

平成22年10月29日付で職員の制裁を行いましたので公表します。

被処分者	制裁内容	事案の概要
所属 東北ブロック本部管内 の事務センター 職種 一般職 30代 男性	停職(3月)	女性職員Aに対してセクハラ行為を繰り返していた。この行為は、Aの抗議により非を認めて中止したが、今度は、女性職員Bに対してセクハラ行為を繰り返し行っていた。 A及びBは、被処分者より業務上の指導・助言を受ける立場にあった。
所属 新宿年金事務所 職種 アシスタント契約職員 60代 男性	停職(2日)	友人2名の年金記録の業務目的外閲覧を行った。
所属 掛川年金事務所 職種 特定業務契約職員 50代 男性	減給	自己の年金記録の業務目的外閲覧を行った。
所属 徳島南年金事務所 職種 特定業務契約職員 40代 女性	減給	自己の年金記録の業務目的外閲覧を行った。

- 注 1 被処分者の所属、職位(職種)及び年齢は、行為時のもの。
2 アシスタント契約職員は、補助的な業務に従事する有期雇用職員。
3 特定業務契約職員は、特定の業務に従事する有期雇用職員。